嬉野市工場立地法準則条例（案）

（趣旨）

第１条　[この条例](http://www.city.ogi.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r104RG00000821.html#l000000000)は、工場立地法（昭和３４年法律第２４号。以下「法」という。）第４条の２第１項の規定に基づき、法第４条第１項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第２条　[この条例](http://www.city.ogi.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r104RG00000821.html#l000000000)において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第３条　法第４条の２第１項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、[次の表](http://www.city.ogi.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r104RG00000821.html#e000000030)のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域 | 緑地の面積の敷地面積に対する割合 | 環境施設の面積の敷地面積に対する割合 |
| 久間工業団地及びその周辺 | 100分の5以上 | 100分の10以上 |

附　則

[この条例](http://www.city.ogi.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r104RG00000821.html#l000000000)は、平成　　年　　月　　日から施行する。